平成２６年度鶴岡市交通災害共済審査委員会　会議概要

日　　時：平成２６年８月８日（金）午後１時～午後１時３０分

場　　所：鶴岡市役所　４階ロビー

出席者：（委員）

伊藤弘恵委員、中野新委員、山村孝委員、押井喜一委員、長澤浩行委員

　　　　（事務局）

　　　　　川畑市民部長、小野寺市民部次長兼コミュニティ推進課長、佐藤主査、渡部専門員

辞令交付

事務局：（開会）

市民部長：（挨拶）

事務局：（委員長、副委員長の選任）

　　　　　鶴岡市交通災害共済条例第14条の規定により、委員長、副委員長について委員の互選となっております。皆様、いかがいたしましょうか。

委　　員：事務局一任。

事務局：事務局一任とのお声がありましたので、事務局案として提案させて頂きます。委員長を交通安全協会会長の中野新様に、副委員長を町内会連合会理事の山村孝様にお願いしたいと存じます。以上、ご提案いたしますが、皆様いがかでしょうか。

委　　員：異議なし。

事務局：異議なしということですので、中野様、山村様のお二人にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

それでは、ここから座長を中野様にお願いいたします。

委員長：それでは、次第に従い４番目の報告に入ります。事務局よりお願いします。

事務局：（平成２５年度交通災害共済運営状況について及び平成２６年度交通災害共済加入・支給状況について説明を行う）

委員長:ご質問ございませんか。よろしければ、（３）鶴岡市交通災害共済条例の廃止予定について事務局よりお願いします。

事務局:（交通災害共済事業の廃止に向けたこれまでの経過を説明。９月議会に条例の廃止を提案し、平成27年3月31日をもって廃止となる予定です。交通事故発生から18カ月間請求できることとなっており、平成27年3月31日に発生した交通事故の請求期限である平成２８年９月３０日まで受付を行います。審査委員会については、見舞金の請求が平成28年9月末まであることから平成28年10月31日まで改めてお願いする予定とし来年度も８月に開催し、その後は審査案件があった場合に開催する予定です。見舞金の請求漏れがないように、廃止後も広報やＨＰを使い市民の皆様に周知に努めてまいります。

委員長:これまで委員会の中で廃止について、説明を受けていますが、何か質問はございますか。

委　　員:基金残高の使い道の予定は。

事務局:基金残高が約５千万円あり、来年度以降は残高で運用することになり、最終的に試算で約２千万円になる見込みです。事務局としては、交通安全または防犯灯の事業に役立てていきたいと考えておりますが、今後、財政当局との調整があり、一般財源に組込まれる可能性もあります。

委員長:よろしいでしょうか。他にございますか。そういうことでよろしくお願いします。報告事項が終わり、他になければ事務局へお返しします。

事務局:ご審議ありがとうございました。次第５のその他に移りますが、何かございますか。

委　　員:今年初めて委員になりましたが、この委員の業務を教えてほしい。

事務局:見舞金の支給について、事務局で判断できない事例の審査をお願いしています。近年は、審査案件はなく、年１回、このように審査会において運営状況等を報告しています。

事務局:他にございませんか。ないようですので、これをもちまして交通災害共済審査委員会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、お集まり頂きありがとうございました。